

岡山大学と岡山市との「寄付講座の設置に関する協定」 協定概要

岡山大学と岡山市は、次のとおり「寄付講座の設置に関する協定」を締結することになりました。

1 開設趣旨

岡山地域の医療は、比較的恵まれた医療資源により維持されてきましたが、医療経営環境の悪化、医師不足、救急患者の急増など様々な問題が発生し、地域医療の安定的・継続的維持への不安がでてきています。

このため、優れた医療資源を活かした地域医療ネットワークの確立、救急医療体制の強化、地域医療を担う人材の確保などにより、岡山地域における最適な地域医療体制を構築していく必要があります。

この課題解決のため、岡山大学と岡山市は、平成20年5月に「保健医療連携に関する委員会」を設置し、平成21年3月には、様々な連携事業を盛り込んだ「保健医療連携に関する協定」を締結し、連携協議を進めてきました。

この協定の連携事業のひとつとして、岡山市の寄付により岡山大学が寄付講座を開設することが定められており、このたび、その具体的内容を定めた協定を締結することとなりました。

この寄付講座は「地域医療学講座」として、教員を3名配置し、平成22年4月から4年間、市民病院を活動拠点として、岡山地域における地域医療ネットワークの構築に関する研究、ER型救急システムの構築に関する研究、救急医、総合医など地域医療を担う医師等の養成及び研修プログラムの開発を行うものです。

その研究成果は、地域医療ネットワーク全体で救急医療を支える体制づくりや、(仮称)岡山総合医療センターに設置する「岡山ER」の構築に向けた院内体制の整備に寄与し、また、救急医、総合医などの養成は、将来の「岡山ER」を担う人材をはじめ、これからの地域医療を担う人材の確保につながることを期待されます。これらは、岡山地域における最適な地域医療体制の構築に貢献し、さらには、県内の医師確保等にもつながるものと考えられます。

2 条文概要

(1) 協定の目的(第1条)

この寄付講座は、市の要請に基づき、大学において、岡山地域の地域医療に関する研究・教育を行い、その研究成果の普及と人材の養成により、最適な地域医療体制の構築に寄与することを目的とします。

(2) 寄付講座の名称(第2条)

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 地域医療学講座

(3) 研究・教育内容(第3条)

大学は寄付講座において、次の研究・教育に積極的に取り組みます。

岡山地域における地域医療ネットワークの構築に関する研究

ER型救急システムの構築に関する研究

救急医、総合医など地域医療を担う医師等の養成及び研修プログラムの開発

(4) 設置場所等(第4条)

寄付講座は岡山大学に置くものとし、その活動拠点は(仮称)岡山総合医療センター(センターが設置されるまでの間は市民病院)とします。

(5) 研究・教育体制(第5条)

救急科医師である教員3名(うち救急科専門医2名以上)

(6) 設置期間(第6条)

平成22年4月1日～平成26年3月31日(4年間)

(7) 寄付金の額・使途・支払方法(第7条、第8条、第9条)

・寄付金の額 総額 1億3,600万円(年額3,400万円×4年間)

・寄付金は、当寄付講座の研究・教育を実施するために必要な経費に充てます。

・市は、大学と協議して時期を定め、各年度に一括して寄付金を支払います。

(8) 研究・教育の成果(第10条)

・大学は、研究・教育の成果を一年度ごとに、翌年度の4月末までに市に報告します。

・研究・教育の成果は、市も利用できるものとします。

(9) 変更・その他(第11条、第12条)

・協定の内容に変更を加えようとする場合や、疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議します。

(10) 協定締結日

平成22年2月17日